

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他()		
要望 項目名	廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者（廃棄物処理法第 9 条の 9 又は第 15 条の 4 の 3 に規定する環境大臣の認定を受けた者）が認定を受けて行う廃棄物の処分の事業の用に専ら供する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の内容 <p>上記施設等について、事業所税の資産割の課税標準を 3 / 4 控除する特例措置の適用期限の 2 年延長。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第 33 条第 4 項 地方税法施行令附則第 16 条の 2 の 8 第 4 項、第 16 条の 2 の 10 第 1 項 〕		
要望理由	<p>市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者及び都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等の事業の用に供する施設については、公害防止・公衆衛生に資する都市インフラ施設として廃棄物処理法の制定当初より現在にいたるまで事業所税の優遇措置が講じられている。</p> <p>広域認定を受けた業者については、廃棄物処理基準の遵守、名義貸しの禁止、改善命令等許可業者と同様の規制を受け、廃棄物の適正な処理について許可業者と同様に重要な役割を果たしていくこととなるため、当該者に対しても税制の優遇措置を引き続き講じることが適当である。</p>		
減収 見込額	（初年度） - （ 15.0 ） （平年度） - （ 15.0 ） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他	
	20 要 年度の望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他	